

京都市告示第 6 8 3 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで京都市桃陽病院の公金徴収事務を次のとおり委託します。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

京都市長 門川 大作

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲
株式会社ソラスト 京滋支社 支社長 酒井 洋行	京都市下京区四条通東洞 院東入ル立売西町 6 0 日本生命四条ビル 8 F	桃陽病院における医事業務

(桃陽病院)